

(2) 教科書について

イ 必要性

東日本大震災により、宮城県沿岸部の市町において平成23年度用教科書を取り扱っていた教科書取次店が被災し、すでに納入されていた教科書が毀損・滅失したため、早期に状況を把握・対応し、新学期の教科書給与に間に合わせることを求められた。

また、沿岸部の市町を中心にこれまで使用していた教科書も毀損・滅失した児童生徒が多数に及んだこと、年度をまたいだため、市町教育委員会の教科書担当者が平成23年度に継続使用するため災のための補給を要する教科書（災害救助法対応）について混乱を来したこと、中学生に対する受験用教科書の無償給与の事務も重なったことから、被災教科書等の状況を把握し、該当市町教育委員会に教科書給与の形態を整理し、早急かつ円滑な対応を促し、該当児童生徒への教科書の給与を確実にを行う必要があった。

ロ 対応

(イ) 平成23年度使用の教科書の供給について

(a) 教科書給与に関する文部科学省発出文書

「[平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書無償給与事務について](#)」（平成23年3月17日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教科書課）、
「[東北地方太平洋沖地震に伴う教科書事務に関する留意事項について](#)」（平成23年3月18日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教科書課）により教科書の供給対応を行った。

(b) 平成23年度使用教科書の供給の状況

東日本大震災直後から、宮城県教科書供給所の協力を得て、平成23年度の教科書の震災による被害報告書にてその都度状況を把握し、文部科学省初等中等教育局教科書課と連絡を取り対応した。

宮城県教科書供給所の調査によると3月30日時点での被災教科書総数は33万冊（小・中・高）と報告されたが、4月5日の最終報告では、被災教科書総数は7万冊（小・中・高）であった。この時点で、宮城県内の学校開始日に合わせて、全学校に完全供給が可能であると回答を得た。

宮城県教科書供給所の尽力により、宮城県内全ての学校で学校開始日までに、平成23年度の教科書が供給できた。

(c) 平成23年度使用教科書の供給に係る通知の発出

「[平成23年東北地方太平洋沖地震被災地域における教科書の給与業務について](#)」（平成23年4月4日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教科書課）の文書を市町村教育委員会等に発出し、教科書の供給が支障なく行われるよう周知に努めた。「[東日本大震災に伴う教科書の供給について](#)」（平成23年4月6日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教科書課）の文書を発出し、新年度の教科書が確実に供給できることを市町村教育委員会に対し各学校に周知するよう依頼した。

(ロ) 平成22年度後期転学用教科用図書受領報告の期間延期について

平成22年度後期転学用教科用図書の受領報告は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関

する法律施行規則」によって、毎年度3月25日までに提出することとなっていたが、震災後の影響で確認処理が遅れたため、文部科学省初等中等教育局教科書課に連絡し、特例により報告期限を延長してもらい、3月31日に提出した。

各教育事務所（地域事務所）からの提出期限を3月11日に設定していたことから、ほとんどの受領報告は電子媒体等で提出済みであったため、確定数を報告することができた。

(ハ) り災のため補給を要する教科書（災害救助法適用教科書）について

(a) 市町村教育委員会の状況

東日本大震災が3月11日に発生したため、平成23年度使用教科書の手続きと混同した学校が多かったこと、市町村教育委員会教科書担当者も初めてのことで災害救助法に不慣れであったことから、市町村教育委員会から「り災のため補給を要する教科書」の定義や手続きに関する問い合わせが相次いだ。

(b) 市町村教育委員会と連携したり災教科書の供給

平成23年4月12日付け義号外で「東北地方太平洋沖地震り災のため補給を要する教科書等冊数の調査について」文書を発出し、り災のため補給を要する教科書の定義や手続きを周知し、平成23年度使用教科書冊数と「り災のため補給を要する教科書」冊数を整理することにした。

「り災のため補給を要する教科書」については、宮城県教科書供給所、市町村教育委員会との数回にわたる確認を経て7月末に確定し、市町村教育委員会で災害救助法に計上することができた。

(ニ) 平成23年度前期用教科用図書受領報告の期間延期について

(a) 前期用教科用図書について

前期用教科用図書とは「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」によって、4月1日から4月15日まで受領した教科用図書をいう。受領報告は、毎年度5月31日まで提出しなければならない。

(b) 「平成23年度東北地方太平洋沖地震り災に係る教科書等の事務手続きについて」の作成

「平成23年東北地方太平洋沖地震被災地域における教科書の給与業務について」（平成23年4月4日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教科書課）、「平成23年東北地方太平洋沖地震被災地域における平成23年度前期用教科書の無償給与事務について」（平成23年3月31日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教科書課）文書をもとに、「平成23年度東北地方太平洋沖地震り災に係る教科書等の事務手続きについて」を作成し、平成23年度使用教科書の前期用、前期転学用教科書等の無償給与及び災害救助法に係る教科書の取扱いについて各教育事務所（地域事務所）、各市町村教育委員会、各学校に周知した（平成23年4月12日付け義号外「東北地方太平洋沖地震り災のため補給を要する教科書等冊数の調査について」）。

(c) 市町村教育委員会の状況

今年度は、ほとんどの学校の新学期の開始が4月21日であったため、始業式に配布した教科書については、文部科学省の了解を得て、特例として前期扱いも可能とした。しかし、前期と前期転学扱いが混在したことやライフラインの未整備、通信ができない地域もあり、学校との確認にも時間がかかり、市町村教育委員会も整理が難しかった。

(d) 平成23年度前期用教科用図書受領報告の期間延期

平成23年度前期用教科用図書の受領報告は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関す

る法律施行規則」によって、毎年度5月31日までに提出することとなっていたが、震災により沿岸部の学校の処理が遅れたこと、ライフラインの不通のため教科書受領システムが使用できなかったことから、り災教科書等様々な種別の教科書の取扱が混在し確認処理が遅れたため、文部科学省初等中等教育局教科書課に連絡し、特例により報告期限を延長してもらい、6月15日に提出することができた。

(ホ) 中学生の受験等学習に必要な教科書の無償給与について

(a) 「東北地方太平洋沖地震により被災した生徒への教科書の給与について」(平成23年4月11日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教科書課)により「中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の生徒については、学習上必要となる場合には、滅失・棄損した下学年で使用した教科書についても、無償給与する。」という内容の文書を市町村教育委員会等へ発出し、手続きを進めた。

(b) 市町村教育委員会への指導・助言

前述の文書について、「学習上必要となる場合とはどのような場合か。」「下学年の教科書がすべて無償給与になるのか。」等の問い合わせが多く、文部科学省に詳細を確認し「中学生の受験勉強等で必ず使う教科書であること」、「り災教科書との違い」、「前期転学の扱いにすること」について指導・助言を行い、確実な供給を促した。

ハ 課題

(イ) 年度をまたぐ時期であったため、「新年度の教科書の供給」、「り災のための補給を要する教科書(災害救助法適用)の供給」、「中学生の受験等学習に必要な教科書の供給」の3つの種類の教科書の事務手続きを同時期に行うことになった。市町村教育委員会や学校に理解しやすいよう整理して提示することが必要であったと考える。

(ロ) 今回の反省から、災害救助法の教科書の扱いについては、今後、教科書事務説明会の内容に加えることが必要と考える。